

No.

独立行政法人国際協力機構
中華人民共和国中国人民銀行

中華人民共和国 中小企業金融制度調査

最終報告書 要約

2005年1月

財団法人国際開発センター
みずほ総合研究所株式会社

経 済

J R

05-004

序 文

日本国政府は、中華人民共和国の要請に基づき、同国の中小企業金融制度にかかる開発調査を行うことを決定し、独立行政法人国際協力機構がこの調査を実施致しました。

当機構は、2003年3月から2005年1月までの間に、財団法人国際開発センターの藪田仁一郎氏を団長とし、財団法人国際開発センター及びみずほ総合研究所株式会社から構成される調査団を6次にわたり現地に派遣しました。

調査団は、中国政府関係者と協議を行うとともに、調査対象地域における現地調査を実施し、帰国後の国内調査を経て、ここに本報告書完成の運びとなりました。

この報告書が、中国の中小企業金融制度改革の推進に寄与するとともに、両国の友好・親善の一層の発展に役立つことを願うものです。

最後に、本調査にご協力とご支援を頂いた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

2005年1月

独立行政法人国際協力機構
理事 伊沢 正

独立行政法人国際協力機構
理事 伊沢 正 殿

伝 達 状

ここに中国中小企業金融制度調査の最終報告書を提出致します。この報告書は、財団法人国際開発センターとみずほ総合研究所株式会社による共同企業体が、貴機構との契約に基づいて行った同調査の成果をとりまとめたものです。

中小企業が中国経済の拡大において果たす役割が一層高まる中で、中小企業部門の発展は、中国政府にとって重要な政策課題となっております。その中でも、資金調達難の問題は、中小企業が健全な発展を果たすために解決されるべき根幹的な問題として認識されております。従って、本調査は、中小企業向け融資拡大を図るための中国の中小企業金融制度の改善・改革に資するべく提言を行うことを目的として実施されました。本調査の成果として、中小企業金融問題の解決のためには金融の貸し手と借り手の両面から検討を加えることが不可欠であるとの視点から戦略を構成し、多方面から改革のための提言を行いました。

本調査の実施にあたっては、同国の現状、中小企業のニーズ、及び実現可能性を十分に踏まえた提言がなされるように、調査対象地域における中小企業、金融機関、信用保証機関を対象とした広範なアンケート調査及び現地ヒアリング調査を行うとともに、北京及び対象地域において数次にわたり開催されたセミナー及びワークショップを通じて、関係者への技術移転と意見交換を行いました。

これら一連の作業は、カウンターパートである中国人民銀行との密接な連携の下に実施されました。また、本調査の実施をきっかけとして、中国人民銀行が中国中小企業金融制度に関する分析・研究を独自にとり行うこととなったのみならず、その研究成果が本調査の実施過程にフィードバックされることによって、本調査の成果である提言の品質向上に寄与したものと考えております。

本調査の遂行に際しては、貴機構及び同中国事務所より多大なる御指導と御支援を頂きました。また、現地調査においては、中国人民銀行をはじめとする中国の政府機関、金融機関、信用保証機関、及び民間企業より多大なる御協力を得ることができました。ここに深甚なる感謝の意を表する次第です。

最後に、本最終報告書が中国の中小企業発展の一助となること、そして日中国際協力の推進に貢献することを念願して止みません。

2005年1月

団長 薮田 仁一郎
中国中小企業金融制度調査団
同 共同企業体
財団法人国際開発センター
みずほ総合研究所株式会社

中華人民共和國 中小企業金融制度調査
最終報告書：要約

目 次

金融用語解説集

1.1 要約と提言 総括—中国中小企業金融問題の解決方法	1
1.1.1 調査報告の目的と主旨	1
1.1.2 調査報告書の構成と問題解決のための戦略構造	1
戦略1：貸し手である金融機関のサービス改善、制度改革	2
戦略2：借り手である中小企業のレベルアップと情報開示	4
1.2 要約と提言（各論）	6
1.2.1 中国における中小企業向け融資を巡る環境と今後の発展について	6
1.2.2 金融システムの改革及び資本市場整備	7
1.2.3 中小企業の資金調達問題および中小企業専門金融機関の役割と機能	11
1.2.4 中小企業の経営力強化のための人材育成政策	15
1.2.5 中国の商業銀行における中小企業向け融資業務	17
1.2.6 中国における信用保証制度の整備	19
1.3 調査の概要	23
1.3.1 調査の背景と目的	23
1.3.2 業務実施の方法	25
1.3.3 技術移転セミナー、ワークショップの開催概要	31
1.3.4 本邦カウンターパート研修の実施概要	35
1.3.5 本調査業務の実施過程において発生した特殊事象	36

要約と提言

1.1 要約と提言 総括—中国中小企業金融問題の解決方法

1.1.1 調査報告の目的と主旨：

本報告書は、中国中小企業金融制度の改善・改革に資することを目的としてとりまとめられたものであり、「本編」と「要約」から構成される。

調査の前半においては、中国中小企業金融問題の現状分析を行い、問題意識を明確にするために、中国の中小企業、金融機関、信用保証機関を対象として、アンケート調査、ヒアリング調査を、当調査研究のカウンターパートである中国人民銀行とともに実施した。

調査の後半においては、日本における中小企業金融の経験を活かし、中国中小企業の問題解決のための戦略の方向性に出来るだけ現実性を持つ改善策としての提言を行うこととした。

本報告書における中国中小企業金融問題解決のための提言は、金融の貸し手と借り手の双方の面から検討を加えて、総合戦略としてとりまとめている。すなわち、改善のための戦略構造は、貸し手である金融機関のサービス改善、制度改革（**戦略1**）と借り手である中小企業のレベルアップと情報開示（**戦略2**）から成っている。

戦略1： 金融機関のサービス改善、制度改革

- (1) 金融システムの改革、資本市場の整備
- (2) 中小企業向け融資環境の整備、商業銀行における中小企業向け融資業務の改革
- (3) 政策性中小企業専門金融機関の創設
- (4) 信用保証制度の改革

戦略2： 中小企業のレベルアップと情報開示

- (1) 中小企業の経営問題と財務管理の改善、情報開示
- (2) 中小企業のレベルアップのための公的支援、人材育成

これらの提言に盛り込まれた改善・改革を多方面から実現していくことにより、中小企業金融問題の解決をはかると同時に、金融の基本である相対融資取引の基本となる、貸し手と借り手の相互の信頼関係に基づくリレーションシップ・バンキングの実現が可能となる。

なお、実施したアンケート調査の成果と今後の課題については、2.1「中国における中小企業向け融資を巡る環境と今後の発展について」に挙げた。

1.1.2 調査報告書の構成と問題解決のための戦略構造：

最終報告書本編では、まず「要約と提言」において、要約を示すとともに、提言を上記の戦略に沿った形で概観している。次に、「中国中小企業金融の現状・課題と提言」においては、中国の中小企

業金融制度改善を目的とした総合戦略を構成する柱となる各分野における具体的な分析と提言を、以下の順で詳述している。

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 2.1 | 中国における中小企業向け融資を巡る環境と今後の発展について |
| 2.2 | 金融システムの改革及び資本市場整備 |
| 2.3.1 | 中国中小企業の経営問題と資金調達の現状 |
| 2.3.2 | 中小企業の資金調達問題と中小企業専門金融機関の役割と機能 |
| 2.3.3 | 中小企業の経営力強化のための人材育成政策 |
| 2.4 | 中国の商業銀行における中小企業向け融資業務 |
| 2.5 | 中国における信用保証制度の整備 |

2.1 および 2.2 では、マクロ的視点から中国中小企業金融について採り上げ、その融資環境や金融システムを全般的にレビューしつつ今後の改善・発展の方向性を探っている。2.3 においては、中小企業の視点からその経営問題、資金調達問題に焦点をあてており、問題解決のための融資、情報提供、人材育成など公的支援のあり方を検討している。2.4 および 2.5 においては、現在の中小企業金融の緊要・重要課題である商業銀行の融資業務と信用保証制度をそれぞれ個別に採り上げて、その具体的な改革方向を提示している。

以下においては、本報告書の戦略 1、戦略 2 に盛り込まれた提言のそれぞれについてそのポイントを具体的に述べる。それぞれの囲みの中に付された数字は、上記の第 2 部における項目番号に対応している。

戦略 1：貸し手である金融機関のサービス改善、制度改革

戦略 1 は、貸し手である金融機関のサービス改善、制度改革を目的とするもので、金融システムと金融機関の改革とそのための具体的な戦略として、以下の 2 つの基本的考え方に立って戦略の構成と提言の方向性を示した。

- 1) 市場経済の重視、主役である国有商業銀行、民間商業銀行の改革とサービスの改善
- 2) 補完的役割を持つ公的システムの整備——資本市場の整備、政策性中小企業専門金融機関の創設、信用保証制度の改革

(1) 2.2 金融システムの改革、資本市場の整備

中小企業における資金ニーズと問題点を、その発展段階により 2 つにわけて分析する。一つは企業の設立段階における資金ニーズで、設立段階にあるだけに事業の成否に見通しがつきにくく、また経営者の力量も不透明であるだけにリスクマネーの性格が強く、通常の金融システムの枠組みでは満たすことの出来ないものである。

他の一つは設立後ある程度事業が軌道に乗り出した以降の事業拡張資金ニーズで、一応事業が軌道に乗り出したことからリスクは軽減されているため、通常の金融システムの枠組みの中で充足出来る

ものとの基本認識に立って問題点と対応を探っている。

問題解決のために、以下のような観点から制度改革の向性を提言する。

- 1) 相対取引の正常化
- 2) 国有商業銀行および民間商業銀行の経営改革
- 3) 「中国モデル」としての制度融資スキームの構築
- 4) 資本市場育成・整備を加速する
- 5) 中国企業による国際金融市場での資金調達自由化
- 6) 信用保証制度改革

(2) **2.1** 中国における中小企業向け融資を巡る環境と今後の発展について、及び **2.4** 中国の商業銀行における中小企業向け融資業務

経済政策として中小企業向け融資を促進するに際して、金融制度を市場経済の基礎である「自発的な誠信社会」の精神に沿ったものに改革することは不可欠である。即ち、金融業の基本事項を個々の商業銀行における業務規則にも、金融当局の監督管理制度にも反映させ、これらに基づいて業務と業務監査とを行なう必要がある。現在の金融制度は、まだこの段階に達していない。

これが実現しない状態では、経済政策の任務であるセーフティーネットの設計が困難となる。なぜなら、どこからどこまでを市場に委ね、どこからどこまでを政府の責任とすべきかが判別できないからである。

「中小企業」とは所詮政策の便宜上の定義である。また、市場経済であるならば、セーフティーネットを支える部分が極小化する事が理想的であるはずである。民間商業銀行が、顧客が「中小企業」であるのかどうか、セーフティーネットの対象となるのかどうかを、気にすることなく業務を拡大できる状態こそが、真にセーフティーネットの効果が発揮されている状態である。

民間商業銀行が存分に活力を発揮するためにも、金融当局と金融機関経営者は、金融現場の実態を直視し、企業から金融業に対する要望、及び金融業の現場実務者からの提案を、金融制度と業務規則とに経常的に反映させていく体制を構築しなければならない。このような体制が実現すれば、機動的なセーフティーネットの発動が実現するはずである。

(3) **2.3.2** 政策性中小企業専門金融機関の創設

政策性中小企業専門金融機関の創設など公的金融機関のあり方を検討する上で、アンケート調査による中小企業の資金調達問題と資金ニーズを分析した。また、中小企業専門の金融機関が大きな役割を果たしている日本の経験について、その役割と機能を分析評価している。

日本の公的金融について分析していく上では、関係の深い日米間の中小企業政策が展開されてきた背景の差異を認識しておくことが重要である。日本では、中小企業金融政策が産業政策の一環として位置づけられてきたのに対し、アメリカではマイノリティ支援など社会政策の一環とされてきたという大きな違いがある。

日本の経済制度はアメリカに比べ、より多様で極め細かい施策が、産業の発展局面と経済情勢の変化に対応して柔軟に導入されてきている。中小企業金融においても、中小企業政策実現のための政策誘導、民間資金に対する呼び水効果などを発揮し、産業育成の面から大きな効果をあげてきた。

今後、中国において中小企業専門の政策金融機関を設立した場合に期待される、中小企業支援の機能と効果は以下のようなものになる。

- 1) 民間金融機関を補完しての金融引締め期のバッファー効果と緊急時のセーフティネット機能の発揮
- 2) 特別貸付などによる政策誘導、民間金融に対する呼び水効果
- 3) 小企業専門機関としての貸付、審査ノウハウの蓄積

他方、中小企業専門の政策性金融機関の設立にあたって留意すべきものとして以下の諸点が指摘されている。

- 1) 民間金融機関との協調と補完
- 2) 政府負担を考慮した財源の検討
- 3) 民間を補完する分野での資金供給と政策誘導効果に配慮

(4) 2.5 信用保証制度改革

中国においては、これまで公共資金投入と政府主導による信用保証機関と、民間資金の活用と民間主体の信用保証機関との二方向からの制度設立が推進されてきた。信用保証制度への関心が高まるなか、政府指導に応じて、僅か数年で、中国各地に1,000機関を超える信用保証機関が設立されている。

2003年、基本法「中小企業促進法」が制定され、信用保証制度は、現在ようやく「試行期」を終えつつある。

現在、中小企業促進法による信用保証制度の具体的指導細則「中小企業信用保証管理弁法」の作成が進行中であり、中国の信用保証制度は法に基づき整備する時代に入りつつある。

しかしながら、信用保証制度の現状は、制度目的の拡散、資金の逼迫、専門の信用保証機関が未確立などの課題がある。

こうした現状を踏まえ、今後の信用保証制度の整備方向としては以下の方向性を提言している。

- 1) 信用保証機関の峻別と重点的育成
- 2) 全国制度とネットワークの構築
- 3) 制度の統一
- 4) 再保証制度の創設

また、今後の信用保証制度改革にあたっての参考に資すべく、具体的試算を含めた信用保証制度改革のグランドデザインを提示している。

戦略2：借り手である中小企業のレベルアップと情報開示

戦略2は、借り手である中小企業のレベルアップと情報開示を目的としたもので、具体的には、中小企業の経営能力と財務管理能力の改善、情報開示、そのための公的支援と人材育成に焦点をあてて提言している。

戦略2のポイントを紹介する。

(1) 2.3.1 中小企業の経営問題と財務管理の改善、情報開示

ここでは、中国中小企業の資金調達や資金管理に関しての特徴点の現状分析を、外部環境に起因する問題と企業内部体制に起因する問題に分けて現状分析した。こうした現状を踏まえて、問題の解決のためには、中小企業金融制度や金融サービスの改善、改革のみならず、借り手である中小企業自身の経営管理、財務管理能力などのレベルアップが不可欠である。

中小企業経営の視点から以下4点の具体的改善方向を提示した。

- 1) 自己資本の充実と資金運用に合致した適切でバランスのとれた資金の調達
- 2) 資金繰り表、キャッシュ・フロー計算書などキャッシュ・フローを基盤にした資金管理の強化
- 3) 経営状況などの積極的情報開示と金融機関とのリレーションシップ強化
- 4) 政策性中小企業専門金融機関など公的中小企業支援サービスシステムの強化

(2) 2.3.3 中小企業レベルアップのための公的支援、人材育成

中小企業レベルアップのための中小企業支援及び人材育成政策としては、以下の2つの観点からの必要性に対応して整備・実施されることが重要である。

- 1) 中長期的観点から中小企業部門全体の発展を担う人材基盤の拡大を図るための、中小企業経営管理に関わる体系的・統一的な支援及び人材育成制度の構築と政策の実施
- 2) 中期的観点から、個別の中小企業が直面する経営リソースの不足の補完・拡充

このような視点に立って、次の具体策を提言する。

- 1) 体系的・統一的な経営支援・人材育成体制の確立
- 2) 中小企業のIT化支援
- 3) 特許利用の促進と取得の支援
- 4) 中小企業の国際化対策

1.2 要約と提言（各論）

1.2.1 中国における中小企業向け融資を巡る環境と今後の発展について

中国中小企業金融制度調査にかかわる日本側調査団は、中国側実施機関である中国人民銀行との緊密な連携の下に、次のアンケート調査、グループインタビュー（“座談会”）を実施し、中国における中小企業金融に関する定量的および定性的な調査を実施した。

アンケート調査およびグループインタビューの調査対象は中小企業、金融機関、信用保証機関であった。調査地域は、日本側調査団が当調査事業を受託する以前の時点（2002年12月）に、国際協力機構（JICA）と中国人民銀行との間で決められていた中国の地域特性を代表するといわれる5地域、すなわち北京（中関村）、浙江省（温州市・台州市）、広東省（東莞市、深圳市）、陝西省（西安市）、山東省（威海市）であった。

今回実施したアンケート調査は中国国内で高く評価された。特に、調査手法・分析技術が従来にない試みであったという評価は、技術支援の実を挙げることができたことを証明している。しかしながら、このような評価が得られたからといって、調査・分析の実施体制が完成したと判断してはならない。さらなる努力を期待する。

統計調査の信頼性とは、調査対象となった標本が正確に母集団を代表している事を理論的に証明できるかどうかということである。国際社会における信用を確固たるものにする為にも、国内における政策徹底の観点からも、誰もが理論的に納得できる説明が欠かせない。

2004年6月22日の日刊紙『金融時報』には、中国中小企業金融制度調査中国人民銀行研究局課題組（特定調査チーム）の名でレポートが発表された。このレポートには、本調査事業の調査結果概要、調査結果の分析、調査結果にもとづく仮説の検証などのほか、そこから導かれる初歩的な政策提言が盛り込まれている。この政策提言には、われわれ日本側調査団が提供した各種資料、また共同調査活動、さまざまな機会でのディスカッションを通じた「技術移転、経験・知識交流の成果」が相当反映されている。その意味においては、この時点で本調査事業の目的の相当部分は達成できたといえよう。

また、2004年6月27日に中国中央電視台第2チャンネル(全国ネット)において、『中小企業：資金はどこからくるのか』と題し、当事業の中国側実施機関である中国人民銀行研究局穆懷朋局長ら3人がパネリストとして出演した討論番組『対話』が放映された。番組の冒頭で「中国中小企業金融制度調査」がとりあげられており、当事業が単なる人民銀行研究局での金融研究にとどまらない、中国の経済全体に影響する事業であることを再認識させられた。

中国が市場経済化に向けた金融改革に取り組んでから、ちょうど10年が経過した。しかし、現在の金融制度は、「市場経済、非国有民営経済体制」にはまだ十分には適合していない。中国の銀行は、自らリスクを判断し、資金ニーズのある分野に積極的に資金を供給するという社会的使命を十分に認識する必要がある。一方、企業の側も金融機関にとって信頼できる貸出先となるよう努力する必要がある。銀行と企業との関係は、相互信頼、相互依存の関係である。市場経済の基礎は「自発的な誠信社会」であり、ルールにしたがった競争があるのが現代市場経済である。ルールが悪いと思う人は、ルールを改善するように提言すべきである。政府に対し改善提案をすることは、国民の権利であり義務であると思う。

付け加えれば、現代市場経済においては、十分なセイフティーネットを整備する必要がある。このセイフティーネットの整備・構築こそが政府・政策当局の任務である。市場経済における政府の役割

は、「政府だからこそできること、政府でなければできないこと」に精力を集中すべきである。そうしないと民間の活力を発揮させることはできない。

銀行業監督管理委員会は2004年7月16日に「商業銀行の授信業務の職責ガイド」（商業銀行授信工作尽职指引）を公布した。その一つ一つの条項は、銀行貸出業務における「基本の基本」である。今後は、銀監会も人民銀行も、それぞれの個別金融機関が職責ガイドを遵守しているかどうかを日常的に検査する必要がある。個別金融機関の内部においても、このガイドを遵守しているかどうか監査する必要がある。

日本では、全国を営業地域とする銀行、また複数の地域をまたがって営業している銀行もあるが、そのような比較的規模の大きい銀行は、中小企業でも中小企業の上層部分、また中堅企業とよばれる大企業と中小企業間の企業を取引先とするケースが多い。

中国でも、地域性銀行と国有商業銀行とが競合関係にある。しかし、地域における中小企業に対する金融支援は、地域の事情を最もよく把握している地域金融機関が担当する必要があると思う。国有商業銀行の分行・支行については、地域金融機関への営業譲渡をさせるなどして、地域金融機関をさらに育成強化すべきであろう。

1.2.2 金融システムの改革及び資本市場整備

（1）中小企業における資金ニーズ

中小企業にはその発展段階により全く性格を異にする二つの資金ニーズがある。一つは企業の設立段階における資金ニーズで、他の一つは設立後ある程度事業が軌道に乗り出した以降の事業拡張資金ニーズである。前者は、設立段階にあるだけに事業の成否に見通しがつきにくく、また経営者の力量も不透明であるだけにリスクマネーの性格が強く、通常の金融システムの枠組みでは満たすことの出来ないニーズである。後者の資金ニーズは一応事業が軌道に乗り出したことからリスクは軽減されているため、通常の金融システムの枠組みの中で充足出来るものである。

（2）資金調達において中小企業が直面する困難

1) 限界的なリスクマネーの供給

中国におけるリスクマネーの主要源泉は、ベンチャーキャピタルのチャンネルが細いことから、事業主の親戚縁者及び友人といったインフォーマルセクターである。ベンチャーキャピタル事業は株式の公開・上場により得られるキャピタルゲインを期待するものであるだけに、新規事業が可能な限り早期に上場できるような環境整備をおこなうことが必要である。銀行がベンチャーキャピタルの担い手となりうるかについては、リスクのある事業であること、その経営にはベンチャービジネスについての深い知識と経験とが要請されることから、銀行による貢献度はそれほど大きくないと考えられる。やはりベンチャーキャピタルの供給を専門にする機関が必要である。

2) 事業拡張のための資金供給も不十分

経済成長著しい中国においては中小企業の果たす役割が日増しに大きくなっているが、その割には事業拡張のための資金供給チャンネルは資本市場のみならず、金融市場（ローン市場）ともに細く、力強さ、多様性に欠ける。

a) なお未成熟な資本市場

まず、資本市場が未成熟である。ある程度の規模の債券及び株式が発行され、流通しているが、債券は国債及び政府系金融機関の金融債が中心で一般社債市場は育っていない。政府が発行量を規制していること、発行手続も煩雑なこと、発行条件が厳しいこと、その結果発行コストも高いこと、が要因である。一方株式市場については総量としては順調に伸びているが、中小企業にとっては狭き門である。

日本、米国の中小企業金融における資本市場が果たす役割を見ると、それほど大きくはない。日本においては中小企業による資金調達の中で資本市場経由は1%以下であるし、米国でも10%以下である。しかし、このことは中小企業にとり資本市場整備はあまり意味がないということにはならない。資本市場整備が進めば、まず大企業の資本市場経由の資金調達が増加、その結果、銀行の融資が大企業から中小企業にシフトするからである。

b) 金融市場（ローン市場）における資金調達チャネルの多様性欠如

主要銀行によるあらゆる規模の企業向けローンにおける四大国有銀行のシェアは9割と寡占状態にあり、その意味で企業による資金調達チャネルは多様化されていない。確かに地域性商業銀行、株式制商業銀行などが存在するが四大国有銀行とは資金量に大きな差がありすぎる。更に四大国有銀行は多額の不良債権を抱える状況下、自己資本比率を一定レベルに維持するには大企業向け融資すら絞らざるをえず、ましてやリスクの相対的に大きい中小企業向け融資については増やしたくても増やせない状況にある。

c) 中小企業金融における新たな商品及びサービス開発の努力不足

中小企業は国有銀行による新商品及びサービス開発努力不足に対しても不満を有している。「プレーンバナナ」（多様性化されていない、洗練されていない）の金融市場と評価される所以である。とりわけ、「常に担保提供を要求される、しかも担保として提供出来る物件の種類も限定的、更に担保の査定が厳しすぎる」と言う担保問題に対する不満が強い。担保にかわる、あるいは担保不足を補完する融資条件の提案及び開発 プロジェクトファイナンスなど 努力も評価されていない。担保不足を補完するものとして信用保証制度があるが、保証会社の保証能力自体に信頼性が欠けていることから保証限度額が低く押さえられているのが現状である。

d) 国有大企業による「クラウディングアウト」

中小企業にとり主たる資金調達先は国有銀行であるが、その国有銀行は国有大企業を主要取引先としている。その結果、彼等の資金配分においてはどうしても国有大企業優先となりかねない。国有大企業は、たとえ業績がよくなるとも、倒産しない、ということからこれら国有大企業へ融資を集中しがちである。国有大企業による「クラウディングアウト」が中小企業金融を困難にしている。国有企業の存在が「市場メカニズム」を歪めている。換言すれば「政府保証付き」の融資案件(国有企業案件)とそうした保証のない「中小企業」の融資案件が同じ市場で資金調達を競いあっているのである。

この問題を解決する方策としては二つのことが考えられる。一つは国有企業に対しても国際的に通用する手法で正確にリスクを評価し、融資の是非を判断することである。二つには政府が中小企業に資金がまわるような特別な融資制度を設けることである。例えば中小企業向け輸出促進のための資金や技術革新のための資金を特定のルートを用意して融通することである。

e) 中小企業金融についての「専門性」の欠如

中小企業金融の重要性に鑑み、四大国有銀行は近年とみに中小企業金融にその経営資源を集中し始めたが、中小企業金融を彼等の新たなブランド商品として確立するような事業戦略は未だ窺われない。彼等が中小企業金融に本腰をいれることが出来るよう、中小企業金融専門組織を既往組織の中に設けることは勿論、それを本体から切り離して、一人立ちさせる戦略が考えられる。戦略の明確化、事業スパンの縮小による専門性の涵養がその狙いである。

f) なお薄い情報開示の重要性認識

金融システムには二通りの取引が存在する。「借り手と貸し手との二者間での相対取引」と「市場取引」である。前者の取引においては貸し手と借り手との間に双方が満足する情報開示がなされれば取引は成立するが、市場取引となると、市場参加者の全てが情報開示に満足しなければ取引は成立しない。中国においては「相対取引」における情報開示がなお十分でない。「市場取引」を可能にする情報開示についてはなおさらである。しかし、いきなり「市場取引」を可能にする完全なる情報開示にまでもっていくことは困難であろう。そこで考えられることは、まず中小企業はいくつかの信頼のける金融機関にのみ完全な情報開示を行い（「相対取引」における情報開示）、同機関の完全な情報開示により間接的に市場取引を成立させる手法である。後述の証券化はそうした商品の一つである。

(3) 日本の中小企業金融にみる新たな挑戦

中小企業金融を如何に強化するかは日本においても重要な課題で、この点、多くの挑戦が日々試みられている。ここでは資本市場経由の金融と深くかかわる四つの挑戦について紹介する。これらの挑戦は「相対取引」の正常化に加え、財務情報の開示さえ行なわれれば中国においても導入可能と考えられる。これらの挑戦が中小企業金融市場に新たな次元を切り開くこととなることを期待したい。

1) 無担保融資

不特定多数の顧客から預貯金をあずかり企業に融資するという「金融仲介」を主要業務とする銀行にとっては担保付き融資が原則である。信用力のある大企業は別として相対的にリスクの大きい中小企業であればなおさらである。しかし、中小企業が財務情報を十分開示し、それを基に銀行が融資リスクを十分評価できるのであれば無担保融資も可能となる。「特約条項付き無担保融資」がそのスキームの一例である。これは中小企業が一定の財務状況を満たし、しかもそれを融資期間中に維持するという条件で銀行は無担保融資を行なう、というものである。充足すべき財務状況は銀行、融資先企業により異なるが、レバレッジレシオ、インタレストカバレッジ、デット・サービスレシオ、純資産、売上高、経常利益などが選ばれる。なお、「特約条項付き」ファイナンスは日本において有担保原則の社債発行を無担保原則の社債発行に切り換える過程で考案された考え方である。ただ、その完全切り換えに実に30年近くの年月を要したという事実は「無担保」という条件の重要さを物語る。

2) ローン資産の証券化：中小企業金融における金融工学の駆使

証券化とは銀行が中小企業に対して有するローン資産を複数集めて特別目的会社に転売、同社はそれを基に証券を発行、インベストメントバンカーを通じて投資家に販売するスキームである。同スキームにおける主役は、資金の借り手としての中小企業、貸し手としての銀行、ローン債権の買い手であり証券の発行体である特別目的会社、証券化商品の引受業者（投資銀行）証券化商品の買い手（投資家、主として銀行、機関投資家。市場が成熟化すれば一般投資家）、中小企業から元利払い資金を

受取るサービサー、証券化商品に対し一定の信用補完を行なう機関、証券化商品の格付け機関、中小企業からの元利払い資金を管理、期限に投資家に配分する信託会社、である。証券化の意義は次の点にある。

- ・ 「相対取引」の「市場取引」への転換：中小企業による資本市場へのアクセスの第一歩
- ・ 単一の「リスク・リターン」構造にあるローン商品の多くの「リスク・リターン」構造を有する商品への転換
- ・ 信用保証制度の有効活用も可能に
- ・ 限られた金融機関の限られた地域の中小企業融資を広範囲な金融機関、地域に拡大
- ・ 中小企業融資にかかる銀行リスクの分散
- ・ 地域住民が間接的ながら中小企業金融そのものに関与
- ・ 銀行による BIS 規制対策の一手段に
- ・ 中央銀行が証券化商品を担保に資金を融通するなら政策的中小企業融資の一つに

2000年3月以降2004年3月まで東京都のイニシアティブのもと5度にわたり総額3,800億円の中企業融資が証券化された。その成功に刺激され、福岡県、大阪府、千葉県などでも同様の試みがなされている。

3) 中小企業投資育成会社の設立

事業拡大に必要な「資本」を充実すべく1963年、通商産業省（現、経済産業省）のイニシアティブで中小企業投資育成会社法が制定され、これに基づき、東京、大阪、名古屋の各地に中小企業投資育成会社が設立された。その後順調に発展、未上場の中小企業が資本強化を必要とする場合にその増資を引受けてきた。東京中小企業投資育成会社は設立以来2003年まで825社に対し340億円の資本投入を行ってきた。中小企業の上場後も安定株主としてその地位を維持し、かならずしもキャピタルゲイン狙いだけが目的ではない点が注目される。

4) 中小企業のための新興株式市場：東京証券取引所（東証）マザーズ市場の開設

日本においても株式市場は中小企業にとり狭き門であったが1999年東証にマザーズ市場が開設され、すこし門が広げられた。開設以来上場企業数は110社に達した。当市場の特色としては、通常の株式市場上場基準が厳しいのに対して、四半期ごとの業績開示、会社説明会の開催、上場時10億円以上の純資産額、一定の株式数及び株主数の存在の条件さえ満たせば、東証1部及び2部上場に必要とされる会社設立後3年経過という条件なしで上場出来る点にある。

(4) 問題解決のための戦略

1) 「相対取引」の正常化

中小企業金融にかかわる問題の多くが貸し手と借り手との二者間における、金銭消費貸借という根源的な「相対取引」が正常化されていないことことに依っている。信用保証倍率が低いのも、新商品及びサービスの開発が遅れがちなのも、正常化されていないことに依る。正常化には貸し手においては企業統治、融資業務の適正化が、借り手においては企業統治、財務情報の開示、約束順守、が不可欠である。「相対取引」の正常化があって初めて新株引受権付き融資、新株引受権付き私募債発行、前述の特約条項付き無担保融資、証券化、スコアリングタイプのローン、シンジケートローン、在庫の疑似移転による融資など、新金融商品・サービスの開発も進む。一方、同開発には相対取引の効率化、

適正化を図るための手段も含まれることから、同開発は正常化を促進するという効果も有する。

2) 国有商業銀行及び民間商業銀行の経営改革

中小企業貸出を促進しうるには資本勘定を厚くし、財務内容を強化する必要があるが、そのためには公的資金の思い切った投入や外資系銀行の出資が有効である。また、中小企業金融を専門化すべく持株会社組織にし、その傘の下で専門の中小企業融資機関を置く、という経営上の工夫も考えられる。

3) 世界に「中国モデル」として知れ渡る制度融資スキームの構築

「相対取引」の正常化だけでは中小企業金融問題の全ては解決出来ない。市場メカニズムを最大限重視しつつも、「市場の失敗」を補完する意味で政府のイニシアティブにより制度融資を構築する必要がある。一つは政策性中小企業専門金融機関の設立、他の一つは既存国有銀行経由での中小企業向け制度融資の実行である。制度融資には財政資金の投入が不可欠であるが、その負担を極力削減すべく、政府はあくまでも触媒役に徹する。財政支援も、一定条件下での利子補給、配当保証、一部出資など、民間資金を引きだすにとどめる。なお、制度金融の提供については、必然的にその対象は正常化されている取引が前提になることから、制度金融が相対取引の促進に貢献することが考えられる。

4) 資本市場の育成・整備を加速させる

まず社債市場の育成を図る。そのためには企業情報開示を徹底させる。中小企業の上場を促進するために特別な市場を育てる。同市場への上場については企業の財務状況の情報開示を厳しくする一方、上場基準は緩やかにすることで中小企業が上場しやすくする。非上場中小企業の資本増強を可能にする投資育成会社を政府系資金の投入により設立する。

5) 中国企業による国際金融市場での資金調達自由化

中国の大企業が自由に国際金融市場で資金調達出来るようになれば、中小企業はその分国内金融市場での資金調達がやりやすくなる。大企業による「クラウドファンディングアウト」状況が緩和されるからである。この点は日本が1980年代半ば以降における金融自由化の結果、経験したところである。

6) 信用保証制度改革

既存制度の効果的活用及びその中での一層の定着を図るべく、既存信用保証会社の整理統合を進め、加えて新たに再保証制度を創設する。なお、信用保証制度改革の結果、信用保証行為の対象が正常化された相対取引に限定されるようになれば、同制度の改革が相対取引の正常化促進にも貢献することになる。

1.2.3 中小企業の資金調達問題および中小企業専門金融機関の役割と機能

(1) 中国中小企業にみる資金調達、資金管理の特徴と問題

中国中小企業の資金調達や資金管理に関しての特徴と問題点を、中国国内での政府関係者、有識者、中小企業経営者などへのヒアリングをベースにまとめると以下のとおりである。

- 1) 一部の優良かつ中規模以上の企業を除くと、金融機関との取引経験や交渉経験を持つ中小企業は少ない。また、金融機関の企業審査や企業チェックポイントなど、借りるための情報やスキル、中小企業向けの融資制度や信用保証制度など、貸し手側についての情報を持たない中小企業が大多数を占めている。
- 2) 中小企業、とりわけ小規模企業や新規設立企業の多くは、資金調達を金融機関からではなく自己資金や友人、親族などからの借入金や投資に依存している。
- 3) 金融取引があるケースでも、設備投資など固定資産投資のための長期借入金は極めて少なく、短期流動資金の借入にほぼ限定されている。設備資金や経常的運転資金に充当されるべき長期安定資金の外部調達ルートは未整備である。したがって、資金繰り上での長期、短期の運用と調達のバランスを欠いている中小企業が多い。他方、こうした資金の運用と調達、資金繰り、またキャッシュ・フロー計算などに関する基本的知識をもたない経営者も少なくない。
- 4) 金融取引が少なく、金融機関融資が困難な背景にある要因のうち、借り手である中小企業側に起因するとみられるものとして、以下の点が指摘できる。
 - ・ 公有制や集団所有制などの社会体制のもとで土地など企業固有の担保物件を持たない
 - ・ 信用保証制度の活用も少ない
 - ・ 経営内容や財務内容などに対する管理能力や信用力が弱い
 - ・ 金融機関など外部に対する情報開示があまりない
- 5) 全般に中国中小企業は、国際化、市場経済化に対応しての経営近代化や経営革新の初期段階にとどまっている。内部管理体制も未整備で経営状況や財務状況を客観的に外部から評価できるような国際的経営管理システムを企業内部に導入、確立するまでに達していない。
- 6) 金融機関など外部からの信用や企業倫理を重んじる経営風土が、中小企業一般に醸成されていない。貸す側の立場や論理を理解し、自らの事業や経営内容を客観的に説明し、情報開示し、信用を獲得するという企業間のビジネス慣行、また第三者による広範な企業をカバーする信用情報システムも確立していない。
- 7) 金融機関と中小企業を信用や情報面で仲介したり、中小企業の経営近代化や経営管理、財務管理、資金管理などについての指導や診断、評価を行う公的機関や人材が不足している。他方、中小企業内部にも、こうした近代的経営に対応できる専門知識や技術を持った人材が育っていない。

(2) アンケート分析にみる中国中小企業の資金調達問題

人民銀行が実施したアンケート分析では中国中小企業に関して、

- 1) 1990年代以降創設された比較的業歴の浅い企業が多い
- 2) 資金回収期間が支払い期間より平均して約20日長い
- 3) 投資意欲は旺盛で投資規模も拡大傾向にあるが資金調達ルートがない
- 4) 回答企業の34%が資金繰り表を作成しておらず、経営状況も開示されていない
- 5) 回答企業の60%が銀行借入れ後に銀行から経営指導を受け経営管理レベルを向上させている
- 6) 信用保証は審査条件等が銀行借入れ並に厳しいほか、金利面でも審査費用0.6%、信用保証料1.94%の合計2.53%が借入れ金利に上乘せされる

などの分析がなされており、いずれも重要な指摘である。また、改善提案として、中小企業専門金融機関を中核とした金融体制の構築も示されている。

（3）中国中小企業資金調達問題の改善方向

1) 借手である中小企業のレベルアップと公的支援サービスシステムの強化

中国中小企業の経営問題と資金調達の問題についての分析により、中小企業経営の視点からみると、今後、中国中小企業の資金調達を改善していく上では、以下の4点が重要である。

- a) 自己資本の充実と長期・短期、設備・運転など、資金運用に合致した適切でバランスのとれた資金の調達
- b) 資金繰り表、キャッシュ・フロー計算書などキャッシュ・フローを基盤にした資金管理の強化
- c) 経営状況などの積極的情報開示と金融機関とのリレーションシップ強化
- d) 政策性中小企業専門金融機関など公的中小企業支援サービスシステムの強化

中小企業の経営力の強化と資金調達の改善のためには、金融の貸手である金融機関側のサービス改善や金融制度面での改革とともに、借手である中小企業自身の経営管理能力や財務管理能力、また経営課題解決能力面などでのレベルアップと人材育成が不可欠である。

アンケート分析からは、中国においても、銀行の融資に付帯しての中小企業指導や情報提供が借り手である中小企業の管理レベルの向上に大きな役割を果たしていることがわかる。今後は、金融機関などの中小企業向け情報支援サービスが一層充実されることが望まれる。

信用保証制度は、中小企業の担保不足を補完する上で有効な手段ではあるが、銀行と保証機関による二重の審査からくる手続きの煩雑、保証料による実質借入れ金利の上昇などの問題も残されており、政策性金融機関などによる直接的融資ルートの確保を検討していくことも重要であろう。

経常的運転資金や設備資金などの著しい不足に対応する観点からは、長期資金の供給を効率的におこなう中小企業専門の政策性金融機関の設立などが有効になってこよう。また、中小企業政策の実現といった政策誘導の面からも公的金融機関は設立意義が求められてこよう。

なお、中国金融機関アンケート調査では、長期資金の貸し出しの必要性は認めながらも、審査手法、リスク管理などから現状、民間金融機関での実施は困難との結果がでている。

（4）公的金融が大きな役割を果たす日本

日米の企業金融構造については、これまで多くの研究が指摘してきたように、日本の間接金融中心、また低い自己資本比率、これに対しアメリカでの直接金融の発展と高い自己資本比率などの特徴がある。

ちなみに、日本においては、中小企業の10数%という自己資本比率の低さが資金調達問題の根底にあるが、アメリカの中小企業の同比率は約50%と高い。

日本ではアメリカに比べ公的金融が大きな役割を果たし、政府系金融機関といった公的金融機関を通じて直接的に中小企業に資金供給をおこなってきている。中小企業向け貸し出し残高に占める、政府系3金融機関の貸し出しシェアは2003年度末で9.4%である。

1990年代まで民間金融機関の融資の大企業から中小企業へのシフトを映じて、これら政府系金融機関のシェアも長期的に低下傾向(1970年代の10%程度から90年代は7%程度に下降)にあったが、近年の民間金融機関の貸し渋り傾向などから、再び9%程度にまで上昇している。

1) 日米の中小企業金融政策の差異をもたらした背景

アメリカに比べ大きな役割を果たしてきた日本の公的金融について分析していく上では、日米間の中小企業政策が展開されてきた背景の差異を認識しておくことが重要と思われる。

日本では、中小企業金融政策が産業政策の一環として位置づけられてきたのに対し、アメリカではマイノリティ支援など社会政策の一環とされてきたという大きな違いがある。

アメリカでは、元来、市場メカニズムを重視し、政府の介入を最小限にとどめるとの経済政策のもとで、中小企業政策も産業育成という側面よりも、社会の弱者救済という側面を重視して展開されてきたと捉えられる。

日本においても、市場経済を重視し、公的機関はあくまで民間の補完に徹するといった点では、アメリカと同様である。

一方で、政策展開の背景をみると、日本においては、戦後続いた間接金融優位の金融システムの中で、金融機関を核に大企業グループ中心の資金供給・産業構造が築き上げられてきたといえる。

そこにあって、中小企業は、大企業を支える下部構造として重要な役割を担ってきたものの、大企業中心の金融体制のもとで、常時深刻な資金不足に悩まされてきた。

かかる状況下、欧米先進国へのキャッチアップのために産業の高度化と近代化をはかる上で、日本の中小企業政策の目標は、自己資本比率、収益率など財務面、また技術・人材・情報など大企業に比べ様々な面で劣位にある中小企業のレベルアップにおかれた。

いわゆる日本経済における大・中小企業の二重構造の緩和、低生産性部門の近代化であり、金融面でもこうした産業政策的な考え方を具現化してきた。

アメリカに比べ、より多様で極め細かい施策が、産業の発展局面と経済情勢の変化に対応して柔軟に導入されてきている。中小企業金融においても、中小企業政策実現のための政策誘導、民間資金に対する呼び水効果などを発揮し、産業育成の面から大きな効果をあげてきたといえよう。

(5) 中国において政策性中小企業専門機関を創設する上での留意点

1) 中小企業専門の政策性金融機関の持つ中小企業支援機能と効果

今後、中国において中小企業専門の政策性金融機関を設立した場合に期待される、中小企業支援機能と効果は以下のとおりである。

- a) 民間金融機関を補完して長期・低利での金融情勢の変動に対応した安定的資金の供給。これによる金融引締め期のバッファ効果と緊急時のセーフティネット機能の発揮。
- b) 特別貸付などによる中小企業政策と施策の直接的な実現による政策誘導、民間金融に対する呼び水効果。
- c) 中小企業専門の公的金融機関としての貸付、審査ノウハウの蓄積による、公正で客観的また効率的な貸付制度の実現。
- d) 中小企業に対する客観的で長期的な情報支援と経営アドバイス機能の発揮による中小企業育成とリレーションシップバンキングの実現。
- e) 全国均一の貸付条件による資金提供で民間金融の手薄な地方の中小企業支援の実現。
- f) 民間銀行融資、信用保証、ベンチャー投資資金に加えて、公的金融機関の直接貸付による中小企業に対する多様な金融メニューの提供と金融機会の増大効果。

2) 中小企業専門の政策性金融機関の設立にあたっての留意点

今後、中国において中小企業専門の政策性金融機関の設立にあたって留意すべきものとして以下の諸点が指摘できる。

- a) 民間金融機関との協調と補完。民間主導、市場経済をゆがめないことを基本とした、政策性金融機関の融資量への一定の枠組みと貸付条件の設定。
- b) 財政負担を考慮した財源の検討。政府出資金、政府借入金のみならず債権の発行などによる民間資金や海外からの資金調達を検討。
- c) 中小企業政策に則った融資制度の設立。新事業などハイリスク、中小企業の経営革新、環境対策、地方経済の活性化など民間を補完する分野での資金供給と政策誘導効果に配慮。
- d) 客観的で中立また長期的視点に立った中小企業への情報支援と経営アドバイスシステムの構築。
- e) 民間金融機関、地方政府、業界団体とリレーションシップバンキング実現や中小企業支援のための協力とネットワーク体制の構築。

1.2.4 中小企業の経営力強化のための人材育成政策

(1) 人材育成に関する課題認識と必要とされる視点

公的機関による中小企業支援及び人材育成政策は、以下の2つの観点からの必要性に対応して整備・実施されることが重要である。

- a) 中長期的観点から中小企業部門全体の発展を担う人材基盤の拡大を図るための、中小企業経営・管理に関わる体系的・統一的な支援及び人材育成制度の構築と政策の実施
- b) 短中期的観点から、個別の中小企業が直面する経営リソースの不足の補完・拡充

(2) 日本における人材育成政策・制度

1) 公的制度としての中小企業経営支援、人材育成プログラム

大企業と比較して中小企業の経営基盤は脆弱であることから、日本の中小企業施策においては、中小企業が様々な経営課題に対処するために必要な経営ノウハウ、技術、情報などの「ソフトな経営資源」の確保に関する支援が重視されている。そのような中小企業の経営資源確保のための支援施策は、以下の2つの仕組みにより、全国で統一的に実施されているのが大きな特徴である。

- a) 中小企業がその特性や経営問題の内容に応じて相談や研修等の支援を受けられるように、コンタクト先となる中小企業支援センター等が国、都道府県、政令指定都市等の各政府レベルにおいて整備されている。全国で約260カ所の地域中小企業支援センター、59カ所の都道府県等中小企業支援センター、8カ所の中小企業・ベンチャー総合支援センターが設置されている。
- b) 中小企業大学校や中小企業診断士制度等により、中小企業支援に携わる人材の育成が全国的観点から行われると共に、育成された人材が上記の各政府レベルで活動を行うことによって、どの地域においても中小企業が高品質かつ均質な支援サービスを受けることが可能になっている。

2) 中小企業大学の概要

中小企業の経営資源の確保のための人材育成による支援策において、主要な柱である中小企業大学校は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置・運営する中小企業のための専門的研修機関であり、総合的な人材育成機関として高く評価されている。中小企業大学校において行われる研修は、中小企業者に対する研修、中小企業支援担当者に対する養成・研修、創業予定者を対象とした新規創業を支援する研修等に大別される。

3) 中小企業大学校（東京校）の研修内容の事例

中小企業大学校東京校は、全国の中小企業大学校9校の中でも中核校としての役割を担っており、中小企業者及び中小企業支援担当者に対して様々な研修プログラムを提供している。

例えば、中小企業者向け研修に関しては、様々な部門業務（もしくは総合的業務）を遂行するために必要な能力という観点から、多様な研修コースが提供されている。提供される各研修コースは、相互にバランスが取れたものとなるようにデザインされている。同時に、中小企業の経営者や管理者、従業員といった企業内のそれぞれの階層に対応する研修コースが提供されるように配慮されている。従って、受講を検討する企業側にとっては、従業員全体の人材育成という観点から、各人の職務及び階層に応じた研修コースを選択することによって、組織全体としての能力・スキル向上の機会をもつことができる。

また、中小企業大学校東京校では、中小企業の経営の診断に関する知識、手法を修得させ、適切な中小企業の経営活動の改善策を提案しうる中小企業診断士を養成することを目的とした研修を行っている。中小企業診断士は、中小企業の経営課題全般に対してコンサルティングサービスを提供するスペシャリストとして、深くかつ幅広い知識を有することが期待されていることから、本養成課程において履修が必要とされる科目も多岐にわたっている。

4) 中小企業の経営資源の確保のための支援施策の効果

日本におけるこれらの支援施策は、中小企業の経営資源確保のために概ね高い効果をもたらしたことが示されている¹。

地域中小企業支援センター事業、都道府県等中小企業支援センター事業、中小企業・ベンチャー総合支援センター事業の3種類の支援センターによる支援事業の中で、窓口相談と専門家派遣に関する利用者の満足度の調査からは、一部を除いて5～7割の利用者が「高い」もしくは「やや高い」と回答している。また、実際の経営課題に対する解決度についても、利用者から概ね高い評価が得られている。

また、中小企業大学校による中小企業者及び中小企業支援担当者等に対する研修終了時の満足度調査では、受講者の9割以上が研修全体を高く評価している。講師の質に関しても、講義の「理解度」及び「参考度」に関する受講者の評価が高い講師数が全体の8割を占め、その割合は年々増加している。更に、中小企業者研修が、研修受講者の所属企業の成長及び業績向上に如何に寄与したのかを明らかにするために、5回以上の研修派遣実績がある企業を対象として、過去3年間の売上高及び経常利益の伸び率を全企業の平均値と比較したところ、売上高、経常利益ともに研修派遣企業が全企業平均値を上回る伸び率を示した²。

¹ 中小企業庁「2003年度事後評価書（中小企業経営資源強化対策）」

² 但し、必ずしもこの結果が全て研修による効果であることを意味するものではない。

（3）今後の方向性（提言）

1）体系的・統一的な経営支援・人材育成体制の確立

中小企業において質の高い経営管理能力や技術力を備えた人材を育成することは、中小企業が競争力を獲得することで一層の成長を達成し、部門全体が経済に占める規模と役割の大きさに見合った認知を社会から得るために不可欠である。体系的・統一的な研修・指導体制の確立は、そのような人材レベルの「底上げ」に寄与するものである。但し、支援及び研修等の体制及びプログラムの構築、その範囲の決定（例えば、全国レベルとするか省・市レベルとするか）、関連する法令の整備等に関しては、中国の実情に即して慎重に検討する必要がある。

また、そのような体制構築を促進する一方で、当面は優先して進められるべきものとして、中小企業向けの支援メニューの拡大及び指導員の育成が重要である。既に北京市や上海市等において設立されている「中小企業サービスセンター」のような既存の公的サービス機関を核として強化もしくは組織化することによって、中小企業の多様な経営ニーズに着実に対応できる政策体制を整備していくことが望ましい。

2）技術革新やグローバル経済化への対応

また、技術革新や経済のグローバル化といった世界規模での新たな潮流の中で、企業活動の範囲や事業モデル、競争環境の仕組みが大きな変化を遂げており、経営資源が脆弱な中小企業に対して、特に以下の分野において人材育成・支援を今後強化していくことが重要である。

a) 中小企業の IT 化支援

中小企業の IT 化にあたっては、経営者自身がその効果と問題点を十分理解することが重要である。したがって、経営者も含めた中小企業者に対して、IT 活用に関するセミナーや IT 研修を開催する等の方法によって、人材育成を図る必要がある。その際に、各企業の業種や IT 化の進展段階に応じた取り組みが行われることが重要である。

b) 特許利用の促進と取得の支援

知的所有権に対する理解を基礎として、独創的な技術開発を行った中小企業による特許の取得や、効率的な技術開発のための特許情報の利用を促進するためには、中小企業において特許業務に携わる人材の育成・拡大を目的とした施策が着実に実施されることが重要である。

c) 中小企業の国際化対策

経済のグローバル化により海外展開を行う中小企業が増加する中で、情報、資金、人材面での不足に対処し海外展開の円滑化を図るために、それらの企業に対する情報提供や人材育成の強化による支援も今後一層求められよう。

1.2.5 中国の商業銀行における中小企業向け融資業務

商業銀行であろうと、政府系金融機関であろうと、融資という業務の基本は、「企業の実態把握」である。即ち、「ヒト」「モノ」「カネ」という3つの側面を中心に、あらゆる現象・情報を基に「企

業の真の姿」を明らかにする事である。大企業向け融資は、この「企業の実態把握」の過程の一部が省略される、あるいは初めから結論が決まっているという点で“特殊”である。中小企業向け融資においては、日常的な企業との頻繁な接触を基本として、あらゆる活動、現象を把握し、「企業の実態把握」作業におけるいかなる過程も省略することは許されない。だからこそ、中小企業向け融資業務で求められる業務要件は、融資業務の業務要件そのものに他ならない。

日本においては様々な金融業態があるが、中小企業向け融資についても主たる担い手は民間金融機関である。そして、政策及び政府系機関の役割は、あくまで民間金融機関では対応が困難な部分に対する補完である。また、政府系金融機関からの融資も、地方公共団体による制度融資も、信用保証付き融資も、原則民間金融機関を通じて行なわれている。

以上を勘案すると、中小企業向け融資を促進するためには、民間金融機関における融資業務そのものを見直し、不適当な部分があれば改善していくことが必須である。また、政府系金融機関の設立を含む中小企業向け融資促進政策を検討するにあたって、民間金融機関から業務ノウハウを吸収する必要があるし、民間金融機関の業務内容・利益を無視してはならない。

本調査事業で行った現地調査を通じて、重要な実態を確認した。それは、ある意味当然の結果であったが、中国においても金融業の現場で働く人間は、融資業務の要件が何であるのかを理解しており、政策・慣習等の制約の範囲内で可能な限りの努力をしているということである。そして、地域性の小規模民間商業銀行の一部においては、この要件が既に経営方針として定着している。問題は、このような努力の成果が、大規模な銀行の経営や、金融政策に反映されるまでに至っていないということである。

中国も既に BIS 規制等の所謂グローバルスタンダードに従った、金融政策・銀行監査が開始されている。商業銀行で使用されている格付・資産査定手続などは、日本やその他先進国と大きく変わるものではない。銀行政策を担当する金融当局部署は、まず国内における実務をよく知り、現場で働く人間の意見をよく聞いた上で、必要な改革を検討すべきであろう。その上で、どうしても、国内では解決できない問題があるのなら、問題を具体的に特定した上で海外の事例を研究すべきである。

また、個々の商業銀行、特に国有独資商業銀行や株式性商業銀行においては、業務の責任を徒に個人の責任のみに負わせるのではなく、手続に基づく組織としての責任を明確にし、優秀な現場職員の意見を随時手続に反映させる体制を構築すべきである。海外からの業務知識導入にあたっては、表面的な「考察」ではなく現場業務に携わる等の本格的なものであるべきである。ただし、守秘義務と法令遵守に配慮した上で指導を求める海外の銀行にとっての利益も明確にした、商業ベースで行なうのがよいであろう。

本事業を通じて日本や欧米の事例を紹介したが、これらの外国の手法をそのまま真似して中国に導入する事を望むものではない。中国人自身が、中国の実態を分析した上で、中国の特徴に合った金融技術を磨いて頂きたいのである。

例えば、日本においては、アメリカから紹介される遥か前から詳細なキャッシュフロー作成に基づく企業実態分析手法があり、中小企業向け貸出に活用してきた。また香港では、国境を超えない、地域内の物資の受け渡しにも信用状を使用する“Local L/C”という慣行がある。いずれも、現場の銀行員が、取引慣行実態を前提にリスクを管理する慣行を構築したものである。

中国にも元代・明代から商業手形や複式簿記の仕組みがあったという研究もある。このような伝統を軽視せず、現代社会に生かす事が重要であると考え。また、清朝末期から中華人民共和国成立までの期間に、民間金融機関がどのような努力をしていたのかについても、封建時代の事象であると断定せず、中華民族による金融制度構築の努力の過程として研究すべきではないだろうか。

中国の商業銀行がこのような努力を積み、改善に努めれば、日本や欧米の商業銀行との間で相互に信頼のおける同業者という関係が構築されるものと確信する。

1.2.6 中国における信用保証制度の整備

（1）試行期の困難

中華人民共和国の信用保証制度は1990年代に始まった新しい経済制度である。

当時、中国経済に市場原理が導入され、各地に中小企業の設立、育成が盛んになり、従来の国有企業中心の経済界に、民営企業が群立参入することになった。当初は家族、知人や同僚資金で起業するものが多かったが、企業の成長に伴い、金融機関からの資金借入需要が高まっていった。

一方、国有銀行中心の金融界も、民営銀行が台頭し、旺盛な中小企業の資金需要に対応するという新しい事態になった。中小企業と金融機関とを結び合わせる新しい制度が模索される中で、1998年以降、国家経済貿易委員会の指導により、各地に信用保証機関が多数設立された。経貿委は、この新制度設立期に際し「一体双翼」を掲げて対処した。具体的には、財政資金投入と政府主導による信用保証機関と、民間資金の活用と民間主体の信用保証機関との二方向から推進したのである。

信用保証制度への関心が寄せられるなか、この政府指導に応じて、僅か数年で、中国各地に1,000機関を超える信用保証機関が設立された。こうした信用保証制度の動向は、中華人民共和国の新経済政策である中小企業育成政策における模索と同時進行した。どの関係者にとっても、全てが手探りの制度検討作業である。法律、制度運用、資金手当などの各方面での合意や準備が十分に整わないままに、いわば見切り発車となった。

当然に、各所にわたって機能不全や齟齬が生じ、やがて表面化する。特に、小規模の信用保証機関で資金が不足し、保証倍率が低い信用保証機関では、早々に信用保証引受能力を失い、休眠状況にいたることとなった。信用保証引受能力が低下すると、資金集めも困難となり、関係者も方向を見失う。信用保証制度は、こうした困難に直面することになった。

（2）依法推進

2003年、中華人民共和国の中小企業政策の基本法となる中小企業促進法が制定され、中華人民共和国の信用保証制度は、現在ようやくに「試行期」を終えつつある。中小企業促進法は、各地に設立された政府財政資金による信用保証機関と、民間資金による信用保証機関の双方を、追認するものとなっている。このうち、民間資金による信用保証機関は、設立の当初から、出資者が出資の見返りとなる利益や配当を期待したものである。利益獲得が優先して期待され、信用保証業務の他に、高率利益を期待出来る、投資、仲介、斡旋などの金融関連事業を兼業するものとなっている。

中小企業促進法の準備及び施行と並行して、中小企業司はこの2種類の信用保証機関双方に対して「全国中小企業信用保証体系」への加入を勧め、全国に散在する全ての信用保証機関を把握し整理することに着手した。現在、約1,000機関が登録しているが、未登録の信用保証機関も多い。

現在、中小企業促進法に基づく信用保証制度の具体的実施規定である「中小企業信用保証管理弁法」の作成が進行中である。ここに、中華人民共和国の信用保証制度は「試行期」に一期を画し「依法推進」の時代に入りつつある。

（3）現在の課題

今次調査により、中華人民共和国の信用保証制度の実情が、初めて総合的に把握された。今次調査では、アンケート調査とともにインタビュー調査、地方セミナーによる意見聴取を実施した。その対象も信用保証機関に加えて、金融機関、中小企業を含める総合的な調査となった。その結果として、現在の課題が明らかになった。

1) 制度目的の拡散

中華人民共和国の現在の信用保証機関は、政府財政による信用保証機関と、民間資金による信用保証機関の2種類に大別される。だが、実際には、設立の事情、指導、出資者や出資方法などにより、更に分化している。こうした分化、多様化により、信用保証制度本来の基本理解や運営方針に差異が生まれ、中小企業や金融機関との間に業務上の齟齬が生じつつある。

2) 資金の逼迫

小規模の機関では、信用保証制度の基本である、流動性の高い保証基金の保有、適正な保証倍率を維持できず、事業組織や業務内容も不統一であり、多くの問題を内包している。保証基金が小規模で、5倍程度の低い保証倍率では、僅かな信用保証引受ですぐに事業活動は「限界」となっている。加えて、大量の追加資金導入は困難であり、すでに多くが休眠状況にある。

3) 専門信用保証機関

現実に、信用保証専門機関と他事業との兼業機関とが混在している。これらを整理しようにも、「中小企業信用保証管理弁法」はまだ制定されていない。中小企業金融現場での信用保証機関への期待は大きいですが、実際には信用保証制度の機能は発揮されず、信用保証機関の認知と評価は未だ確立されていない。

（4）信用保証原理

信用保証制度の場合、社会政策として成功し、大量の信用保証実績を実現しているのは、日本、韓国など東アジア地域に限られている。社会制度は、国情、社会や経済風土に立脚し、適応したものであって初めて成功する。しかし信用保証制度の原則は共通である。理念・原則は豊富な制度運用実績があって初めて得られるものである。中国の関係者が、東アジア地域、とりわけ日本の制度沿革の実績から抽出された「信用保証原理」に注目することを期待したい。

特に、留意することを期待するのは、次の5項目に集約される信用保証制度の基本条件である。

- 1) 全国を網羅する公益機関
- 2) 信用保証業務の専門機関
- 3) 全中小企業、全金融機関への開放機関
- 4) 強力な信用力機関
- 5) 有能な人材機関

信用保証機関の業務は、不安定で、多種多様な中小企業を相手とする金融である。中小企業金融は、経常的に、倒産、破産、不況の「事故や危険」を内包し、信用保証業務とは、自己資金による代位弁済の「多量支出」を予定し前提にした仕事である。

この危険を前提にする業務が、社会制度として、安定した事業として持続発展するためには、1) 信用力が低く、担保となりうる実物資産の少ない中小企業の経営について、適正な判断を下す審査調査能力、2) 金融機関の積極的参画、3) 代位弁済のために必要な資金を常時、潤沢に確保する、4) 全国均一・網羅的に制度利益を享受可能とする、などが整備されなければならない。

そのための究極の目標は「信用保証の海」を実現することにある。大量の信用保証業務実績により、相対的に事故衝撃を低下させる大数法則により、安定した継続事業を確立するのである。

(5) 中華人民共和国信用保証制度の整備（提言）

信用保証原理に立脚して、今次調査で得られた中華人民共和国の信用保証制度の実態を観察すると、当面の制度整備の方策を指摘することが出来る。

1) 信用保証機関の峻別

中華人民共和国の信用保証機関には、政府財政中心であるか民間資金中心であるか、および信用保証業務専業であるか、他業務兼務であるか、という主要な区分を考慮しただけでも既に4種類の事業形態がある。この他にも様々な性格の、多種多様の事業形態がある。「試行期」から「依法推進」に着実に歩を進めるためには、これらの事業形態を整理することが必要である。より具体的には、限られた財政資金で重点的に育成すべきものは何かという基準を明確にしなければならないという課題がある。

今後の「中小企業信用保証管理弁法」の制定に際して、国が財政支援を行なう対象としての「専業」の信用保証機関が峻別され、その育成が重点的に推進されることが期待される。

2) 全国制度の構築

信用保証機関は民間事業として運営されるが、その社会的役割は、優れて公共性の高い公益機関の一種である。

信用保証機関の活動は、中華人民共和国の開放経済を支える、活力ある中小企業の育成と健全な金融促進という経済的利益効果に加えて、地域経済社会を安定させていく力を持つものである。

信用保証制度を単なる地域経済での金融対策機関として捉えるのではなく、重要な社会制度、公共機関として捉えなければならない。そして、そのネットワークは中国全域に張り巡らせ、全国均一・網羅的に制度利益が享受されるべきである。

現在ある約1,000機関は、地域的に偏りがあり、空白地もある。具体的には、省、自治区、直轄市、主要都市、その他を営業対象地域とする地域独占の100機関に整理統合し、また空白地には新設して、全国を網羅することが期待される。当然に、これらを統括する全国的な統轄組織が必要となる。

3) 制度の統一

信用保証制度の統一が期待される。中小企業の利便、金融機関の保証活用の利便、信用保証機関相互の質的向上、政策浸透のために、信用保証業務の統一は喫緊の課題である。

そのために、1) 中小企業司と中国人民銀行が連携し統括機関を確立し、2) 実務家中心の検討委員会を開設し、3) 信用保証業務の業務内容、契約、基準、様式に至る細部を統一する必要がある。

この作業は、現在進行中の「中小企業信用保証管理弁法」策定と連結すべきであり、残された時間

は少ない。

4) 再保証制度

信用保証業務が本格的に始まると、信用保証規模に相応する、経常的な代位弁済支出は免れない。この出費により信用保証機関の手持ち資金の流動性が損なわれることになる。これは信用保証制度の根幹に関わることであり、追加資金導入や信用保証倍率管理などとともに、再保証制度という形で積極的な債権流動化策を準備しなければならない。

現在、日本に「信用保険」という名称で呼ばれている再保証制度は、信用保証機関が引受けている全信用保証債務を包括的に再保証し、事故が発生すると代位弁済額の一定部分を仮補填して、結果的に信用保証機関の保有債権の流動性を維持する制度である。求償権回収により回収された場合は、相応額を再保証機関に返還する。

中華人民共和国には、この再保証制度は構築されていない。信用保証制度が試行期を終えつつある現在を好機として、再保証制度の構築を急ぐことが適切である。

(6) グランドデザイン

中華人民共和国の信用保証事業の整備は、以上の諸点を重視しつつ、計画的に、慎重かつ大胆に断行されなければならない。その際に関係者、当事者に、当面の、およその具体的数値によるグランドデザインを示唆することは有効である。（本文に概数試算表を提示）

勿論、依法推進期に突入する中華人民共和国の信用保証制度が、如何に構築され、推進されるかは、中華人民共和国の国家政策の課題である。以下に、今次調査専門家の意見として、今次調査分析の結果、現状の困難を克服するための政策期待値を挙げる。

- 1) 1,000 を超える既往機関を整理統合してスリム化し、省、自治区、直轄市、その他都市ごとの地域独占の 100 機関を配置して、全国を網羅する。
- 2) 信用保証業務専門機関を重点育成する。
- 3) 再保証制度を創設する。
 - ・再保証率 70-80%、再保証料率 0.8%
- 4) 信用保証機関資金支援として 100 億元、再保証機関創設資金として 50 億元の財政資金を早期に支出投入する。
- 5) 信用保証の内容・主要比率の当面の目標
 - ・5 年程度で現状の 2-3 倍の信用保証債務規模を実現する。
 - ・信用保証倍率 10 倍を実現し、さらに 30 倍を目指す。
 - ・信用保証率 100%
 - ・信用保証債務伸率 120%、信用保証料率 1.2%、代位弁済率 2%、回収率 50%、経費率 1%、保有資金流動比率 80%

調査概要

1.3 調査の概要

1.3.1 調査の背景と目的

中国経済における中小企業の比重は、総企業数の 95%（小型企業）、工業生産増加額の 60%、利潤税金上納総額の 40%を占め、業種別には、中小企業は食品、繊維、文房具、IT ソフト・ハードなど軽工業や裾野産業を広くカバーしている。中小企業が中国経済の発展において果たす役割は、都市化の進行にともなう農業労働力の工業労働力への転換、都市部における国有企業の改革進行にともなう雇用創出圧力の増大、産業の高度化と専門化、及び経済のソフト化の進行とともに今後一層高まっていくことが予測される。しかしながら、中小企業の発展を阻害している要因の一つが貸し手側における「貸し渋り」に伴う資金調達難であり、近年の中国経済において極めて深刻な問題となっている。中国人民銀行は、種々の施策により中小企業への金融サービスの強化・拡充を図ってきたが、中国の金融機関における中小企業融資のリスク管理が十分でないこともあり、こうした努力が「不良債権」を増加させてしまうという皮肉な状況が生じており、それによって中小企業に対する「貸し渋り」が増加する一因になっている。

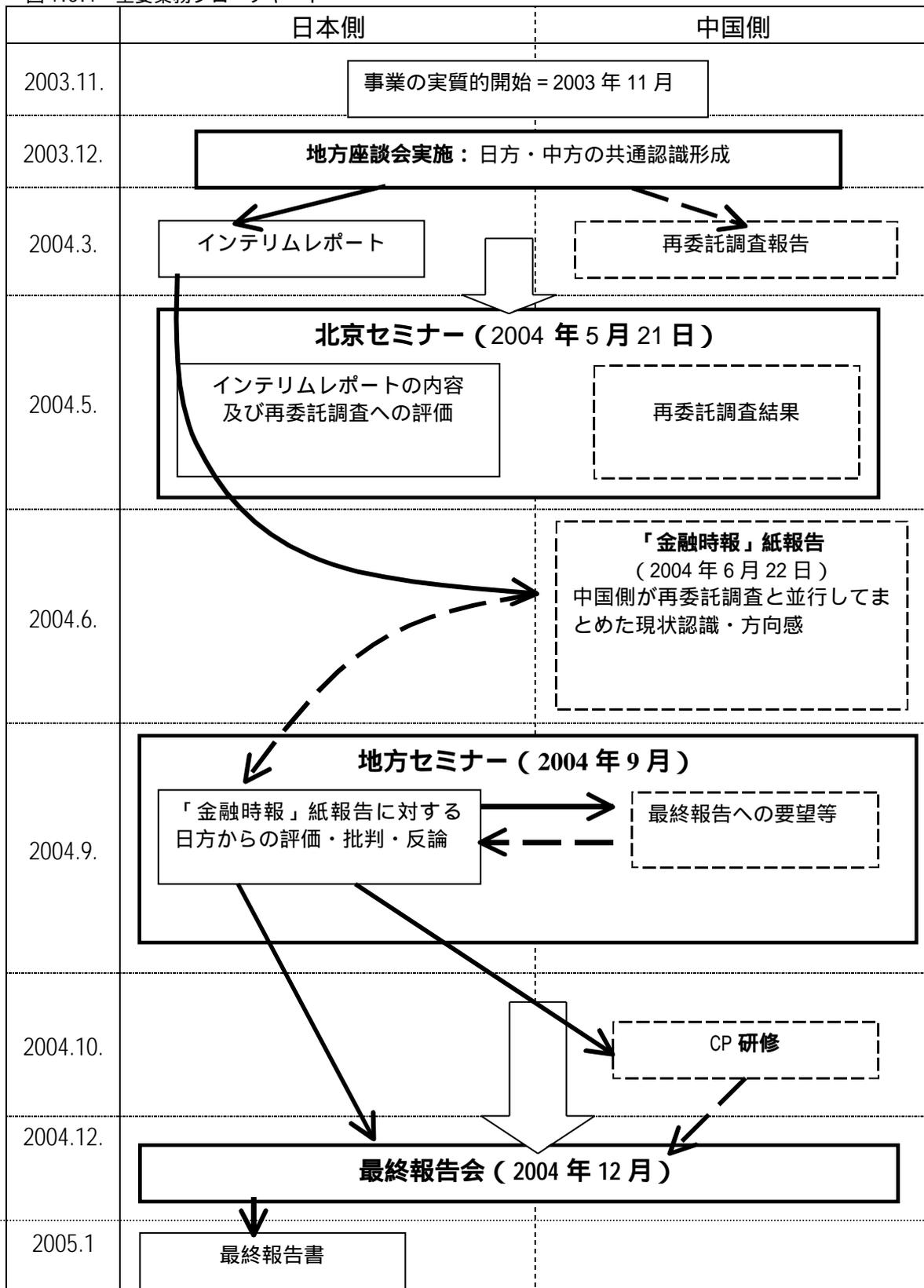
「貸し渋り」による資金調達難の根本要因は、借り手、即ち中小企業における「融資リスクがあまりにも大きすぎる」ということ、同時にそうした大きいリスクを回避、あるいは補完出来る制度的裏打ちがまだ不十分であるということがあげられる。中小企業金融の問題は制度面、政策面、貸し手のリスク管理面、さらには中小企業経営の脆弱性、借り手側からの課題など、複雑で多岐にわたり、総合的解決策の導入が求められている。

以上を背景として実施される本調査の目的は、次の 2 点である。

中小企業向け融資拡大を可能にする金融制度を構築するには如何なる中小企業金融制度改革を実施したらよいかにつき、中国の現状、中小企業のニーズ、実現可能性を十分踏まえ、提言を行う

調査を通じ、中国人民銀行を中心とする中国側関係機関の政策担当者、関係支援機関などへの知識・技術移転を行い、中小企業発展に関する関係者の能力向上を支援する

図 1.3.1 主要業務フローチャート



1.3.2 業務実施の方法

本調査は、図 1.3.1 に示す主要業務フローチャートに基づいて実施された。各作業項目の実施概要を以下に記す。

【第1年次】

第1年次調査では、以下の国内準備作業を実施した。

国内準備作業

(1) 中国における中小企業金融制度に関連する情報及び資料の収集・分析

インセプションレポート執筆のための情報収集及び整理を主たる目的として、今後の事業実施の前提となる下記情報を、日本にて入手可能な範囲内で収集・分析を行った。

1) 中国における"中小企業金融"の実態

- ・ 中国における“中小企業”の定義
- ・ “中小企業”所管中央機関の実態
- ・ “中小企業”向け金融の実態・制度（沿革・現状）
- ・ “中小企業”に関する諸政策（沿革・現状）
- ・ “中小企業”及び“中小企業金融”に関する中国の研究機関による既存研究・調査実績

2) 日本の研究機関による“中小企業”及び“中小企業金融”に関する既存研究・調査実績

3) ADB、IFC など国際機関、他国ドナーによる中国の“中小企業”及び“中小企業金融”に対する支援実績・効果

4) 調査対象候補地及び都市の状況

経済構造、産業構造、社会状況、中小企業の特徴、中小企業金融の特徴など

(2) 日本の中小企業金融制度に係る情報及び資料の収集・分析

第2年次に現地にて開催したキックオフセミナーにおいて日本の中小企業金融制度を紹介するための資料作成を目的として、以下の項目を含む情報を収集・分析した。

- ・ 日本の中小企業発展の歴史
- ・ 日本の中小企業振興政策の歴史の概要
- ・ 日本の中小企業金融政策の歴史
- ・ 日本の中小企業金融に係る施策の展開
- ・ 日本の中小企業金融を支える諸インフラストラクチャーの整備状況（金融機関の融資審査環境、企業会計制度、信用保証制度など）

上記調査結果をキックオフセミナー向けに整理し、資料集を作成した。本資料はキックオフセミナーにおいて中国側に説明することを想定し、中文にて作成した。

(3) キックオフセミナー開催準備

第2年次に現地にて開催したキックオフセミナーにて使用する資料の取りまとめ、及び同セミナーの構成等の検討を行った。取りまとめた資料は後述(6)のインセプションレポート及び前述(2)の日本の中小企業金融制度に関する資料である。

(4) 調査の全体計画の策定

第2年次の現地調査における中国関係者との意見交換、協同作業、調査計画の見直しに備えて、調査全体の内容、方法、日程、人員、成果物のイメージ、技術移転項目及び移転方法、カウンターパート機関である中国人民銀行に対する依頼事項をとりまとめた。

(5) 中小企業の資金調達に係る実態調査の準備

第2年次の現地調査における中小企業の資金調達に係る実態調査実施のための準備作業を行った。実態調査において把握すべき主な事項は以下のとおりである。

- ・金融機関による中小企業向け融資実態分析
- ・その他フォーマル、インフォーマルな機関・市場からの資金調達の実態分析（株式市場、企業間信用、インフォーマルセクターなど）
- ・当該地域における中小企業金融の施策体系
- ・中小企業の資金調達ニーズに係る実態調査分析（量的側面、融資条件・手続など質的側面、情報へのアクセス、資金調達手段の多様性など）

これらを調査するための「具体的項目」と「調査方法」を検討した。また、効率的な調査実施のために現地再委託調査の実施が必要であるとの判断に基づき、その内容と方法について検討を行った。

(6) インセプションレポートの作成及び送付

上記(1)～(5)の調査結果を含むインセプションレポートを作成した。同レポートは JICA 中国事務所を通じて、中国側に送付した。

(7) アドバイザリー委員会の開催

本開発調査の効果的実施を目的として、JICA により設置されたアドバイザリー委員会を開催し、作成したインセプションレポートに基づき本調査の基本方針および調査内容案の説明を行った。

【第2年次】

第2年次における現地調査及び国内作業の主要な成果は以下の通りである。

第1次現地調査

(1) 調査実施についての打ち合わせ・事前調整

SARS 感染流行の影響で第2年次調査開始が延期になったことにより、調査団とカウンターパートとの間で、今後の調査の進め方（再委託調査の実施方法を含む）およびスケジュールについて調整を行った。

第1次国内作業

(2) 第2次現地調査の準備

第2次現地調査をもって開始される現地本格調査に備え、調査内容・実施体制等にかかる中国側との調整、および再委託入札準備業務を行った。

第2次現地調査

(3) キックオフセミナーの開催

本調査の実施方針、内容、実施方法に関する説明・意見交換を行うことを目的として、2003年10月31日にキックオフセミナーを開催した。セミナー参加者は、人民銀行との協議の上決定され、カウンターパートである人民銀行研究局、調査団の他、調査対象地域から人民銀行支行職員が参加した。同セミナーでは外部講師（渡邊真理子アジア経済研究所研究員）の招聘により、調査実施にあたっての基本的考え方及びその土台となる中小企業金融の現状と課題に関する基本認識、並びに金融機関及び中小企業向け実態調査にかかる理論的留意点と分析視点が議論された。

(4) 中国中小企業制度の改革についての基礎情報の収集、現状把握

中国における中小企業金融制度の現状と課題を把握するため、各種統計資料や政府出版物等の資料・情報の収集・分析を行った。

(5) 中小企業金融に係る政策、法制度、施策の現状調査、および中小企業の資金調達に係る実態調査の実施（再委託調査の締結含む）

政府行政機関および民間セクターによる中小企業融資政策、法制度・施策の整備状況・課題等を抽出することを目的として、カウンターパートとの協力により行政機関（国家発展改革委員会中小企業司等）、国営銀行（中国工商銀行、中国農業銀行等）、その他の金融機関・信用保証機関等の訪問調査を実施した。また、中小企業金融の需要側である中小企業への実態ヒアリングも行った。

中小企業の資金調達に係る実態調査については、調査対象地域における中小企業、金融機関、信用保証機関に対する質問票およびインタビューによる再委託調査を活用することとし、調査団はその実施準備を進めていたが、再委託候補先との契約交渉および JICA の承認を経て、2003年11月18日に調査契約を締結し、再委託調査を開始した。

(6) プロGRESSレポート1の作成・提出

第2次現地調査までの調査結果と進捗状況を取りまとめたプロGRESSレポート1を作成・提出した。

第2次国内作業**(7) 第2次現地調査の整理・分析**

第2次現地調査の結果の整理・分析を行った。

第3次現地調査**(8) 追加調査の実施**

第2次現地調査で実施した調査内容に関する追加調査を実施した。具体的には、北京市中小企業サービスセンター等の中小企業振興機関へのヒアリング、地方の調査対象地域における中小企業、地元金融機関等への訪問調査を実施した。

(9) ワークショップの実施

調査対象5地域において、中国側関係者の計画策定能力向上のための技術・知識移転、各地域での調査結果のフィードバックおよび意見交換等を目的としたワークショップを開催した（北京：2003年12月4～5日、東莞／深圳：12月17～21日、温州／台州：12月21～24日、西安：12月24～26日、威海：12月24～26日）。効果的な目的の達成のために、ワークショップは、中小企業、金融機関、信用保証機関向けに個別に実施した。

(10) 中国における既存の中小企業金融制度の評価、および重点課題の整理・提示

これまでの調査結果を踏まえ、インテリムレポート作成の準備作業として、中国における中小企業金融制度の現状の評価、およびその中期的発展課題の検討を行った。

第3次国内作業**(11) インテリムレポートの作成**

第3次現地調査までの調査結果を取りまとめて、インテリムレポートを作成した。

【第3年次】**第4次現地調査****(1) インテリムレポートの説明・協議**

送付したインテリムレポートの内容を中国側に説明し、同レポートにおいて調査団が提示した中国中小企業金融制度の課題等について協議を行った。

(2) 第1回技術移転セミナーの開催

中国側関係者の計画策定能力向上を目的として、第3次国内作業にて準備したセミナーを開催した。第1回技術移転セミナー開催の主目的は、インテリムレポートの内容紹介である。(1.1.5 参照)

(3) 望ましい中小企業金融制度の検討

第1回技術移転セミナーにおける意見交換等の結果も踏まえ、これまでの調査により明らかになった重点課題の解決のための中・長期的目標を達成するために必要な、政策、法制度、施策体系につき検討を行った。

(4) プロGRESSレポート2の作成・提出

これまでの調査の進捗状況をとりまとめたプロGRESSレポート2を作成・提出した。

第4次国内作業

(5) 第4次現地調査結果の整理・分析

第4次現地調査において中国側から聴取した、今後の調査の進め方に関するコメントを整理し、本調査の最終報告書に盛り込む提言案の準備を開始した。

(6) 第2回ワークショップの準備

2004年9月に開催予定の第2回ワークショップの準備・調整を行い、必要とされる資料作成を行った。

(7) 本邦カウンターパート研修の準備・手配

本邦カウンターパート研修について、第4次現地調査までに確認された中国側の意向を踏まえ、JICAと協議を行い、最終的な研修内容を決定した。その決定内容に基づいて研修受け入れ希望先からの了承の取り付け、研修日程の調整などの準備を行った。

第5次現地調査

(8) 中小企業金融制度改善の為の提言内容の検討

第4次現地調査までに確認された中国側からの意見を基に、特に地方の現場の意見も勘案して、現実的な中小企業金融制度改善提言内容を検討した。

(9) 第2回ワークショップの開催

中国側関係者の計画策定能力の向上と、中小企業金融の改善素案策定にかかる調査結果の関係者へのフィードバックおよび意見交換・地方への技術/知識移転を目的とした第2回ワークショップを開催した。ワークショップは北京以外の調査対象地域のうち2カ所(温州、西安)で実施され、日本から専門家を講師として招聘した。(1.1.4参照)

第5次国内作業

(10) アドバイザリー委員会の開催

これまでの調査結果を踏まえ、最終報告書第一案を作成した上で、アドバイザリー委員会を開催し、同案を説明した。同委員からのコメント聴取と意見交換を行った後に最終報告書(案)を取りまとめた。

(11) 最終報告書(案)の完成・送付

アドバイザリー委員会の結果を踏まえ、最終報告書(案)を完成し、中国側へ送付した。

(12) 成果普及セミナー(第2回技術移転セミナー)の準備

2004年12月の成果普及セミナーの準備、資料作成を行った。

第6次現地調査

(13) 最終報告書（案）の説明・協議

送付した最終報告書（案）を中国側に説明の上、内容について協議した。

(14) 成果普及セミナーの開催

本調査の成果を広く関係者に周知させ、調査結果の有効な普及、活用を促進することを目的として最終報告書（案）の提言内容を説明するセミナーを北京で実施した。

第6次国内作業

最終報告書（案）に対する中国側からのコメント、上記成果普及セミナーにおける関係者からのコメントを踏まえ、最終報告書を作成した。

1.3.3 技術移転セミナー、ワークショップの開催概要

以下には、本調査において2004年度に実施された技術移転セミナーと地方ワークショップの開催概要を示す。

1) 第1回技術移転セミナー概要

セミナー名：「JICA 中国中小企業金融制度調査 中間報告会」

主催： JICA 中国中小企業金融制度調査団・中国人民銀行

協力： 国家発展改革委員会中小企業司

日時： 2004年5月21日（金）

場所： 北京新世紀飯店

式次第：

9:00- 9:30 主催者挨拶

中国人民銀行研究局 穆局長

JICA 中国事務所 加藤副所長

国家発展改革委員会中小企業司 狄娜副司長（代理者が出席）

JICA 中国中小企業金融制度調査団 藪田団長

報告1 中国の中小企業および資金調達実態（アンケート調査報告）

9:30-10:30 アンケート調査結果報告（人民銀行研究局 刘処長）

10:30-10:40 コーヒーブレイク

10:40-10:50 調査団コメント（調査団 桑田団員）

報告2 中国の中小企業金融の課題と今後の改革報告（提言：中間報告）

10:50-11:20 中国の中小企業経営と資金調達（調査団 小川団員）

11:20-12:00 質疑応答

12:00-13:30 昼食

13:30-14:00 企業の成長段階と金融システム（調査団 建部団員）

14:00-15:00 中国の商業銀行における中小企業向け融資業務（調査団 佐々木団員）

15:00-15:15 コーヒーブレイク

15:15-16:15 中国における信用保証制度整備（調査団 寺下団員）

16:15-16:30 質疑応答

16:15-16:30 総括と主催者挨拶

中国人民銀行研究局 穆局長

JICA 中国中小企業金融制度調査団 藪田団長

参加者：中国側 51 名（人民銀行本行・支行、国家発展開発委員会、中国銀行業監督管理委員会、金融機関、信用保証機関、民間企業、世界銀行(IFC)、新聞社）、日本側 12 名（JICA 中国事務所、調査団）

2) 第2回ワークショップ概要

ワークショップ名：「JICA 中国中小企業金融制度調査 中間報告会」

主催： JICA 中国中小企業金融制度調査団・中国人民銀行

日時： 【温州】2004年9月15日（水）

【西安】2004年9月21日（火）

場所： 【温州】温州国際大酒店

【西安】西安曲江賓館

式次第：

【温州】

- 9:00- 10:00 主催者挨拶
 JICA 中国中小企業金融制度調査団 藪田団長
 中国人民銀行研究局 刘萍処長
 中国人民銀行上海分行 李安定処長
 中国人民銀行温州中心支行 蔡灵跃副行長
- 10:00-10:20 中小企業金融概論（調査団 建部団員）
- 10:20-10:40 コーヒーブレイク
- 10:40-11:20 中小企業制度融資（調査団 桑田団員）
- 11:20-11:40 政府系金融機関（調査団 小川団員）
- 11:40-12:00 質疑応答
- 12:00-13:30 昼食
- 13:30-13:50 世界銀行と中小企業金融（調査団 長谷川団員）
- 13:50-14:40 中国の商業銀行における権限体系（調査団 佐々木団員）
- 14:40-15:20 中国における信用保証制度整備（調査団 寺下団員）
- 15:20-15:40 コーヒーブレイク
- 15:40-16:50 日本の中小企業金融における支援政策
 （日本機械輸出組合香港事務所 秋庭英人所長）
- 16:50-17:30 質疑応答
- 17:30-17:40 総括（中国人民銀行研究局 刘萍処長）

【西安】

- 8:30- 9:35 主催者挨拶
 JICA 中国中小企業金融制度調査団 藪田団長
 中国人民銀行研究局 刘萍処長
 中国人民銀行西安分行 李哲副行長
- 9:35-10:00 コーヒーブレイク
- 10:00-10:20 中国人民銀行西安分行金融研究所からの発表（孫天琦処長）
- 10:20-10:40 中小企業金融概論（調査団 建部団員）
- 10:40-11:20 中小企業制度融資（調査団 桑田団員）
- 11:20-11:40 政府系金融機関（調査団 小川団員）
- 11:40-12:00 質疑応答
- 12:00-13:30 昼食
- 13:30-13:50 世界銀行と中小企業金融（調査団 長谷川団員）
- 13:50-14:40 中国の商業銀行における権限体系（調査団 佐々木団員）
- 14:40-15:20 中国における信用保証制度整備（調査団 寺下団員）
- 15:20-15:40 コーヒーブレイク
- 15:40-16:50 日本の中小企業金融における信用金庫の役割
 （在中国日本国大使館 村上昌隆一等書記官）
- 16:50-17:30 質疑応答
- 17:30-17:40 総括と主催者挨拶
 JICA 中国中小企業金融制度調査団 藪田団長
 中国人民銀行研究局 刘萍処長

参加者【温州】：中国側 53 名（人民銀行本行・分行・支行、金融機関、信用担保機関、民間企業）、
 日本側 10 名（調査団、外部講師）

参加者【西安】：中国側 48 名（人民銀行本行・支行、金融機関、信用担保機関、民間企業、研究機関）、
 日本側 10 名（調査団、外部講師）

3) 第2回技術移転セミナー概要

セミナー名：「JICA 中国中小企業金融制度調査 最終報告会」

主催： JICA 中国中小企業金融制度調査団・中国人民銀行

日時： 2004年12月16日（木）

場所： 北京華融大廈會議中心

式次第：

9:00- 9:35	主催者挨拶 中国人民銀行 易綱行長助理 JICA 中国事務所 木村所長 JICA 中国中小企業金融制度調査団 藪田団長
9:35-10:00	中方調査結果概要紹介（人民銀行研究局 刘処長）
10:00-10:20	JICA 調査団調査結果概要報告（藪田団長）
10:20-10:40	コーヒープレイク
10:40-11:00	中国の中小企業向け融資を巡る環境と今後の発展について（調査団 桑田団員）
11:00-11:30	金融システムの改革及び資本市場整備（調査団 建部団員）
11:30-12:00	質疑応答
12:00-13:30	昼食
13:30-14:00	中小企業の資金調達問題と中小企業専門金融機関の役割と機能（調査団 小川団員）
14:00-14:15	中小企業の経営力強化のための人材育成政策（調査団 長谷川団員）
14:15-14:35	中国の商業銀行における中小企業向け融資業務（調査団 佐々木団員）
14:35-15:00	中国における信用保証制度整備（調査団 寺下団員）
15:00-15:30	コーヒープレイク
15:30-16:00	質疑応答
16:00-16:30	総括（人民銀行研究局 刘処長）

参加者：中国側 72 名（人民銀行本行・支行、国家發展開發委員会、中国銀行業監督管理委員会、金融機関、信用保証機関、民間企業、アジア開発銀行、新聞社）、日本側 24 名（JICA 本部・中国事務所、日本大使館、日本銀行北京事務所、調査団他）

1.3.4 本邦カウンターパート研修の実施概要

2004年10月12日(火)から22日(金)までの間、中国人民銀行職員を対象とする本邦カウンターパート研修が実施された(滞在期間は、10月11日(月)から23日(土)まで)。本研修の実施は、中国側関係諸機関の政策担当者、関係支援機関などへの知識/技術移転を行い、中小企業発展に関する関係者の能力向上を支援するという本件調査の目的に沿ったものである。調査団は、国際協力機構が中国側カウンターパートを技術研修員として本邦に受け入れる際に、日本の中小企業振興諸施策の紹介、金融機関及び信用保証機関の活動紹介、中小企業の視察などを通じて効果的に技術移転が達成されるように、研修カリキュラム案を作成すると共に、円滑な研修実施のための支援を行った。研修員名及び研修行程は以下の通りである。

研修終了時に、研修員からプログラムに対して全体的に高い評価が得られた。特に、中小企業金融公庫等の政府系金融機関や信用保証協会の理念・役割や活動実態について、訪問時のディスカッションや質疑応答により、それまで十分でなかった理解を深めることができた、とのコメントが得られた。

【研修員名】

劉萍 中国人民銀行研究局 処長
梁冰 中国人民銀行研究局 副研究員
章紅 中国人民銀行西安分行金融研究処

【研修行程】

月	日		訪問先	移動	泊地
10	11	月	<来日><日本祝日>	北京 成田	東京
10	12	火	JICE共通オリエンテーション	JICE 個別オリエンテーション、JICA 経済開発部表敬	東京
10	13	水		東京信用保証協会新宿支所	東京
10	14	木	大陽工業(株)	(株)大忠電子	埼玉県羽生市
10	15	金	日銀研究者との意見交換	中小企業金融公庫	東京
10	16	土	<移動>	東京 札幌	札幌
10	17	日	<休日>		札幌
10	18	月	北洋銀行国際部・法人推進部	大通支店視察、高向頭取表敬	札幌
10	19	火	北海道庁経済部、札幌商工会議所、北海道中小企業家同友会、(株)日江金属、(有)町村農場		札幌
10	20	水	<移動>	札幌 東京	東京
10	21	木	国民生活金融公庫		東京
10	22	金	研修評価会・修了式		東京
10	23	土	<帰国>	成田 北京	

1.3.5 本調査業務の実施過程において発生した特殊事象

本調査は 2003 年 3 月の開始直後から、当初作業計画に比較して大幅な作業進捗の遅れと作業項目の計画変更を余儀無くされた。その理由は、中国主要都市・地域が重症急性呼吸器症候群(SARS)の感染地域に指定されたことに伴って、現地調査の本格的開始までの調整に多大な時間を要したことによる。具体的には、以下の通りである。

本調査の当初作業計画では、2003 年 5 月よりカウンターパートとの間でインセプションレポートの協議に始まる本格調査（当初計画における第 1 次現地調査）を開始することが予定されていた。しかしながら、2003 年 3 月以降、北京をはじめとする中国主要都市・地域が、WHO により重症急性呼吸器症候群(SARS)の感染地域に指定され、カウンターパートである中国人民銀行を含む中国行政機関の通常業務が実質的に停止した。この WHO の指定を受け、日本においても、外務省から同地域への渡航延期等の勧告が発出された。これに伴い、国際協力機構と調査団との間における本件調査の第 2 年次（2003 年度）契約にかかる準備作業も、2003 年 7 月 17 日付業務指示書の発出まで延期された。その結果、第 2 年次調査の開始時期は 2003 年 8 月にまで大幅に遅れることとなった。

調査開始までの待機期間中、調査団とカウンターパートの間での協議、意見交換などの連絡は実質的に途絶し、第 1 年次の国内作業において作成されカウンターパートに送付済みであったインセプションレポートに対する中国側の意見確認もできなかった。この結果、2003 年 8 月の第 2 年次調査開始後も、調査の全体スケジュールの再検討や中国側の受入体制整備などに関する調整、あるいは現地再委託調査内容などの調査スコープ調整など、日本側と中国側双方の関係者間で改めて協議を行うことが不可欠となった。これに伴って、本格的な現地調査の開始に先立って、まずは上記事項を調整するための現地調査（8 月）が追加された。

また、上記の追加現地調査の中で行われた国際協力機構と中国側との協議において、現地再委託による実施が計画されている「金融機関の貸出実態調査」及び「中小企業の資金繰り実態調査」について、再委託先機関に対して金融機関の融資業務等にかかる高度な技術³が要求されることを鑑みて、「技術プロポーザル方式」の入札により再委託機関を選定することが再確認された。同方式による再委託先選定の事例は極めて稀であることから、調査団による入札準備及び選定業務、並びに国際協力機構による入札実施手続き及び契約交渉結果に対する承認までに、多大な時間を要した。再委託機関は最終的に 2003 年 11 月 18 日に選定された。

また、現地再委託調査においては、調査地域の選定、サンプリングの方法などにおいて、中国全体を代表する標本抽出が必ずしも完全に行われたとはいえない。その理由としては、次の点があげられる。

第一に、JICA と中国人民銀行との間で合意済であった調査対象地域について、理論的選定事由・詳細な選定経緯が不明確であったこと。

第二は、アンケート調査自体の準備、実施期間がタイトで、予備調査、模擬調査を行う準備ができなかったこと。これは、既述の経緯が原因であり、2003 年 11 月から翌年 3 月までの 5 ヶ月間で、第二年度（2003 年 4 月～2004 年 3 月）の結果を出すことが余儀なくされたためである。

上記の背景により、本格的な現地での調査活動は当初予定から約 6 ヶ月間遅れ、2003 年 11 月下旬に開始された。このような状況を鑑み、調査団は、より効果的・効率的な調査実施を図るため、カウ

³ 金融機関・融資借入企業に対するアクセス能力、中央/地方の金融担当部門との協力関係の保持、企業や金融機関の信用力分析能力等を含む。

ンターパートとの日頃からの頻繁な協議と意見交換、及びセミナー、ワークショップの企画・準備・実施にかかる共同作業を通じて中国側のニーズ、要望を最大限に反映し、調査分野の重点付けと提言の方向性に関する調整を行った。